

教職員の懲戒処分について①

1 審議した会議（開催日）

令和6年度3月定例教育委員会（令和7年3月14日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり「減給1/10 3月」とする案の説明があった。

校内において、管理職等に対して暴言を発したり、職員室内の机を激しく殴ったりして、周囲にいた職員に恐怖感や不快感を与え、職場の秩序を乱した宮崎市小学校事務主査の「減給1/10 3月」。

3 委員からの意見等

委員から、事案の原因や職場の現状について質問があり、教職課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

教職員の懲戒処分について②

1 審議した会議（開催日）

令和6年度3月定例教育委員会（令和7年3月14日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり「戒告」とする案の説明があった。

自宅において、配偶者に対して殴る、蹴るなどの暴行を加え、加療約10日間の外傷を負わせた疑いにより、逮捕された宮崎市県立学校教諭の「戒告」。

3 委員からの意見等

特に質問や意見はなかった。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

教職員の懲戒処分について③

1 審議した会議（開催日）

令和6年度3月定例教育委員会（令和7年3月14日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり「戒告」とする案の説明があった。

普通自動車を運転中、自宅敷地から公道に出ようとして一旦停止した際、右側から原動機付自転車で走行してきた相手方が、当該講師の自動車が出てきたことに驚愕し、慌ててハンドルを切り転倒する事故を起こし、相手方に加療1か月以上を要する傷害を負わせた都城市県立学校講師の「戒告」。

3 委員からの意見等

特に質問や意見はなかった。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。